

受注型企画旅行取引条件説明書面

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部です。旅行契約が成立した場合は同法第12条の5による契約書面の一部になります。

東京都知事登録旅行業3-5710号
株式会社グローバル研修企画
東京都港区元赤坂1-1-8

1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」(以下「契約」といいます)とは、株式会社グローバル研修企画(以下「当社」といいます)がおお客様のご依頼により、受注型企画旅行の目的地及び日程、おお客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにおお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する契約をいいます。

2. 旅行のお申し込み方法

- (1) 当社がおお客様に交付した企画の内容に関し契約を申込もうとするおお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。海外旅行申込みの場合、おお客様が、申込書におお客様のローマ字名を記入されるときは、旅券記載のとおりご記入ください。氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。運送機関により、氏名訂正が認められず契約を解除される場合があります。この場合取消しのうえ再契約の締結となり当社は所定の取消料をいただきます。
- (2) 通信契約により契約の締結をご希望されるおお客様との旅行条件は次のほか、第4項(4)、第10項(1)③及び第10項(3)によります。
- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の都合等でお受けできない場合もあります。
- ② 通信契約の申込みに際し、おお客様は申込みをしようとする「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 通信契約での「カード利用日」とは、おお客様及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は当社がおお客様に払戻すべき額を通知した日となります。
- ④ 与信等の理由によりおお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、企画書面記載の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (3) 当社は、団体・グループを構成するおお客様の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7) お申し込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (8) 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、おお客様からのお申し出に基づき、当社がおお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とします。

3. 契約締結の条件

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、おお客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (2) おお客様が他のおお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務上の都合があるとき。

4. 契約の成立時期

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。
- (2) 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、旅行引受書をお渡したときに成立するものとします。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のおお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は、(1)の規定に係わらず、当社が通信契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知を發した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をファクシミリ、電子メール等で行う場合は、当該通知が会員のおお客様に到達した時に成立するものとします。

5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、おお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面の交付

- (1) 当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した確定書面を速くとも旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までにおお客様に交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するおお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

(3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面に記載するところに特定されま

す。

(4) コースにより確定書面を交付しない場合があります。この場合は、旅行の企画書面に記載します。

7. 旅行代金のお支払い時期と旅行代金の変更

(1) 旅行代金の額は、旅行の企画書面に記載します。

(2) 旅行代金のお支払い期日は、旅行の企画書面に記載します。

(3) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

(4) 当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。旅行代金を減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更と旅行代金の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

9. お客様の交替

お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上に地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、航空券再発券に関わる費用(利用航空会社により異なります)とお客様1名様あたり海外旅行3,000円(消費税込み)、国内旅行2,000円(消費税込み)の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、利用便の予約や氏名変更ができない等の理由により、当社は、お客様の交替をお断りすることがあります。

10. 旅行契約の解除と払戻し

(1) お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

① お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

② 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取り消しの場合も企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。

③ 通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。

(2) お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

① 旅行契約内容に第15項の表左欄に掲げるものその他重要な変更が行われたとき。

② 旅行代金が増額されたとき。ただし、お客様から契約内容の変更のお求めがあった場合を除きます。

③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④ 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

⑥ お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定に係らず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払戻します。

⑦ 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限り)を差し引いたものをお客様に払戻します。

(3) 契約解除のお申し出の受付は、当社の営業時間内とします(営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。

通信契約を締結したお客様に払戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

11. 添乗員等

(1) お客様からご依頼をいただいた場合を除き、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただけます。尚、現地における当社の連絡先は、確定書面又は契約書面に明示します。又、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身で行っていただけます。

(2) お客様からご依頼をいただいた場合は添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。

(3) お客様は、団体の行動するとき、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当社の指示に従わなければなりません。

12. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

13. 当社の責任

(1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に通知があったときは、その損害を賠償いたします。ただし、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算し

て、海外旅行にあつては21 日以内に、国内旅行にあつては14日以内に当社に対して通知があつたときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被つたときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

14. 特別補償

- (1)当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被つた一定の損害について、当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円)として支払います。
- (2)当該旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けけない日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。

15. 旅程保証

- (1)当社は旅行日程に表左欄に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に表右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
- (2)当社は表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。
天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航・不通・休業等の運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、遅延・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		
注3 ③又は④に掲げる変更に係わる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。		
注4 ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5 ④又は⑦若しくは⑧に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。		